

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
3月30日  
(金曜日)

## 目次

○規則

- 山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課).....一
- 山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則(人事課).....五
- 山口県債権管理条例施行規則の一部を改正する規則(税務課).....六
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(自然保護課).....六
- 山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課).....七
- 医療法施行細則の一部を改正する規則(医務保険課).....七
- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(長寿社会課).....八
- 介護保険法施行細則の一部を改正する規則(長寿社会課).....八
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課).....二八
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課).....三二
- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課).....三九
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課).....四〇
- 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課).....四一
- 山口県農林総合技術センター規則の一部を改正する規則(農林水産政策課).....四五
- 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(団体指導室).....四五
- 家畜商法施行細則の一部を改正する規則(ぶちうまやまぐち推進課).....四六
- 山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(ぶちうまやまぐち推進課).....四六
- 山口県農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則(農村整備課).....四六

## 訓令

- 山口県種畜及び種卵譲渡規則の一部を改正する規則(畜産振興課).....四六
- 牧野法施行細則の一部を改正する規則(畜産振興課).....四七
- 森林法施行細則の一部を改正する規則(森林整備課).....四七
- 林業種苗法施行細則の一部を改正する規則(森林整備課).....四七
- 山口県森林病害虫等防除法施行細則の一部を改正する規則(森林整備課).....四七
- 漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則(漁港漁場整備課).....四七
- 山口県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則(漁港漁場整備課).....四八
- 海岸法施行細則の一部を改正する規則(河川課).....四九
- 山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課).....四九
- 山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令(給与厚生課).....四九
- 山口県公印規程の一部を改正する訓令(学事文書課).....五〇
- 山口県農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令(団体指導室).....五〇
- 水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令(団体指導室).....五一
- 山口県森林病害虫等検査極印使用規程の一部を改正する訓令(森林整備課).....五一
- 山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令(都市計画課).....五一



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第三十号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号イ(2)中「農林事務所長」を「農林水産事務所長、山口県下関農林事務所長」に改め、「山口県柳井水産事務所長、山口県萩水産事務所長」を削る。

第十二条第二項中「第五号から第九号」を「第四号から第八号」に、「第五号及び第六号」を「第四号及び第五号」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 農林水産事務所
- 二 山口県下関農林事務所

三 山口県下関水産振興局  
第十二条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十九条第二項第二号中ハを削り、ニをハとする。

第三十一条第一項第一号中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に改め、同号り中「第十七条の五第一項」を「第十七条の六第一項」に改め、同号又中「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同号ル中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、同号ヲ中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十三第一項」に、「第十七条の八」を「第十七条の九」に改め、同号ワ及びカ中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に改め、同号中ケをキとし、マをサとし、ヤをアとし、同号ク中「特定粉じん排出者若しくは」を「特定粉じん排出者、」に、「若しくは特定工事」を「特定工事」に改め、「施行する者」の下に「若しくは水銀排出施設を設置している者」を加え、「工事」を「工場」に改め、同号中クをテとし、オの次に次のように加える。

ク 法第十八条の二十三第一項の規定による水銀等を大気中に排出する者からの水銀排出施設の設置の届出を受けること。

ヤ 法第十八条の二十四第一項の規定による一の施設が水銀排出施設となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）であつて水銀等を大気中に排出するものからの水銀排出施設に係る届出を受けること。

マ 法第十八条の二十五第一項の規定によるク又はヤの届出をした者からの水銀排出施設の構造等の変更の届出を受けること。

ケ 法第十八条の二十六の規定に基づき、ク又はマの届出をした者に対し、計画の変更又は廃止を命ずること。

フ 法第十八条の三十一第一項において準用する法第十条第二項の規定に基づき、法第十八条の二十七に規定する期間を短縮すること。

コ 法第十八条の三十一第二項において準用する法第十一条の規定によるク又はヤの届出をした者からの氏名の変更等の届出を受けること。

エ 法第十八条の三十一第二項において準用する法第十二条の規定によるク又はヤの届出をした者の地位を承継した者からのその旨の届出を受けること。

第三十一条第一項第一号に次のように加える。  
ユ 施行規則第十条の六の規定に基づき、クからマまでの届出を受理したときに、当該届出をした者に受理書を交付すること。

第三十一条第一項第六号(55)中「第十四条第四項」を「第十七条第四項」に改め、同号(55)を同号(59)とし、同号(54)中「第十四条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同号中(54)

を(58)とし、(48)から(53)までを(52)から(57)までとし、同号(47)中「(19)」を「(20)」に改め、同号(47)を同号(51)とし、同号(46)中「(41)」を「(45)」に改め、同号(46)を同号(50)とし、同号(45)中「(40)」を「(44)」に改め、同号(45)を同号(49)とし、同号(44)中「(39)」を「(43)」に改め、同号(44)を同号(48)とし、同号(43)中「(39)」を「(43)」に改め、同号(43)を同号(47)とし、同号(42)中「(39)」を「(43)」に改め、同号中(42)を(46)とし、(36)から(41)までを(40)から(45)までとし、同号(35)中「(8)」、「(9)」、「(12)又は(16)」を「(9)」、「(10)」、「(13)又は(17)」に改め、同号中(35)を(39)とし、(32)から(34)までを(36)から(38)までとし、(36)の前に次のように加える。

(33) 法第二十七条の第二項の規定による汚染土壌処理業者が当該汚染土壌処理業を譲渡する場合において譲渡人及び譲受人からのその譲渡及び譲受の承認の申請を受け、知事に進達すること。

(34) 法第二十七条の第三項の規定による汚染土壌処理業者である法人からの法人の合併又は分割の承認の申請を受け、知事に進達すること。

(35) 法第二十七条の四第一項の規定による汚染土壌処理業者の相続人からの相続の承認の申請を受け、知事に進達すること。

第三十一条第一項第六号中(31)を(32)とし、(24)から(30)までを(25)から(31)までとし、同号(23)中「(20)又は(21)」を「(21)又は(22)」に改め、同号中(23)を(24)とし、(22)を(23)とし、同号(21)中「(20)」を「(21)」に改め、同号中(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、同号(18)中「(17)」を「(18)」に改め、同号中(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、同号(16)中「(13)」を「(14)」に改め、同号中(16)を(17)とし、(13)から(15)までを(14)から(16)までとし、同号(12)中「(10)又は(11)」を「(11)又は(12)」に改め、同号中(12)を(13)とし、(9)から(11)までを(10)から(12)までとし、同号(8)中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同号中(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 法第四条第二項の規定による(7)に規定する者からの調査の結果の提出を受けること。

第三十一条第二項第三号に次のように加える。  
ヨ 旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）附則第五条第二項の規定に基づき、旅館業の許可を与えること。

第三十一条第二項第二十号を第二十一号とし、第八号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

イ 法附則第二条第一項の規定による住宅宿泊事業を営もうとする者からのその旨の届出を受けること。

第三十一条第三項第三号中ウをサとし、ナからムまでをラからウまでとし、ネの次に次のように加える。

ナ 法第十七条の二第一項の規定による有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者からのその旨の届出を受けること。

第三十三条の四第一号レ中「基づき、」の下に「家庭裁判所からの勧告を受け、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同号ソ中「第二十八条第五項」を「第二十八条第六項又は第七項」に改め、同号ナ中「又は在所期間の延長を行う」を「若しくは在所期間の延長を行い、又はこれらの措置を相互に変更する」に改め、同号中コをアとし、フをテとし、同号ケ中「第五十六条第八項」を「第五十六条第四項」に、「官公署に対し、」を「本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し」に、「又は資料」を「若しくは資料」に改め、同号ケを同号エとし、同号マ中「ヤ」を「フ」に改め、同号マを同号コとし、同号ヤ中「第三十一条第四項」を「第三十一条第五項」に改め、同号中ヤをフとし、クをケとし、同号オ中「又は第二十六条第一項第五号」を「若しくは第二十六条第一項第六号」に改め、「受けた児童」の下に「又は法第三十三条第八項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等」を加え、同号オを同号マとし、同号ノ中「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改め、「同条第一項に規定する」を削り、同号ノを同号ヤとし、同号ハ中「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改め、同号ハを同号クとし、同号中ウを削り、クの前に次のように加える。

キ 法第三十三条第七項の規定に基づき、特に必要があると認める場合に、同条第二項の規定により一時保護が行われた児童を引き続き一時保護し、又は一時保護を委託すること。

ク 法第三十三条第九項の規定に基づき、特に必要があると認める場合に、保護延長者を一時保護し、又は適切な者へ一時保護を委託すること。

ク 法第三十三条の六第一項の規定に基づき、満二十歳未満義務教育終了児童等に対し、児童自立生活援助又はその他の適切な援助を行うこと。

第三十三条の四第一号中ムをウとし、ラの次に次のように加える。

ム 法第三十一条第四項の規定に基づき、延長者について、法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は法第三十一条第二項の措置を採ること。

第三十三条の四第二号ヲ中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同号に次のように加える。

ワ 法第十三条第二項の規定に基づき、保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うこと。

カ 法第十三条第三項の規定に基づき、ワの助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託すること。

ヨ 法第十三条の二の規定に基づき、児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うこと。

第三十七条の二の見出しを「（農林水産事務所長及び農林事務所長委任事項）」に改め、同条第一項から第五項までの規定中「農林事務所長」を「農林水産事務所長及び山口県下関農林事務所長」に改め、同条第六項中「山口県周南農林事務所長」を「山口県周南農林水産事務所長」に改め、同条に次の一項を加える。

7 山口県長門農林水産事務所長及び山口県萩農林水産事務所長に次に掲げる農林水産部漁港漁場整備関係の事務を委任する。

一 漁港漁場整備法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務  
この号において山口県漁港土砂採取料等徴収条例を「条例」と、漁港漁場整備法施行細則を「施行細則」という。

イ 法第三十七条第一項の規定に基づき、漁港施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分を許可すること。

ロ 法第三十七条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定に違反した者に対し、原状回復を命ずること。

ハ 法第三十九条第一項及び第三項の規定に基づき、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用を許可し、及び当該許可に条件を付すること（同条第四項の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

ニ 法第三十九条の二第一項の規定に基づき、同条各号のいずれかに該当する者に対し同項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずること。

ホ 法第三十九条の二第二項の規定に基づき、漁港の区域内の土地、竹木又は工作物等の所有者又は占有者に対し、土地の欠壊、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物等が漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずること。

ヘ 条例第二条の規定に基づき、土砂採取料等を徴収すること。

ト 条例第四条第二項の規定に基づき、土砂採取料等の分納を認めること。

チ 条例第五条の規定に基づき、土砂採取料等を減免すること。

リ 条例第六条ただし書の規定に基づき、土砂採取料等を還付すること。  
ヌ 施行細則第八条の規定に基づき、占用期間の更新をすること（施行細則第十六条の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

ル 施行細則第九条の規定に基づき、許可事項の変更を許可すること（施行細則第十六条の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

- ワ 施行細則第十条の規定による氏名等変更届を受理すること。
- ヲ 施行細則第十一条の規定による行為完了等届を受理すること（施行細則第十六条において準用する場合を含む。）。
- 二 山口県漁港管理条例（昭和三十五年山口県条例第四十七号。以下この号において「条例」という。）の施行に関する事務
- この号において山口県漁港管理条例施行規則（昭和三十五年山口県規則第七十一号の二）を「施行規則」という。
- イ 条例第三条第一項の規定による甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した旨の届出を受け、知事に進達すること。
- ロ 条例第四条第二項本文の規定に基づき、行為制限区域において、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去し、土砂を採取し、又は土地を掘削することを承認すること。
- ハ 条例第七条第一項の規定に基づき、危険物等を積載している船舟を停泊させ、停留させ、又は係留させる場所を指定すること。
- ニ 条例第七条第二項の規定に基づき、危険物等の荷役をすることを許可すること。
- ホ 条例第八条の規定に基づき、漁港の区域内の水域における漂流物その他の物件の所有者又は占有者に対し、当該物件の除去を命ずること。
- ヘ 条例第十条第二項の規定に基づき、陸揚輸送区域内にある甲種漁港施設において、漁獲物等の陸揚げ又は船積みを行う場所、時間その他の事項について必要な指示をすること。
- ト 条例第十条第三項ただし書の規定に基づき、漁獲物等の陸揚げ又は船積みを終えた船舟の陸揚輸送区域外への移動の特例を承認すること。
- チ 条例第十一条の規定による甲種漁港施設（航路並びに道路及び橋を除く。）を利用しようとする旨の届出を受けること。
- リ 条例第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、甲種漁港施設を占有することを許可し、及び当該許可に条件を付すること（同条第四項の規定による国の機関又は地方公共団体からの協議を受けることを含む。）。
- ヌ 条例第十三条第二項の規定に基づき、使用料等を減免し、又は使用料等の分納を承認すること。
- ル 条例第十三条第三項ただし書の規定に基づき、既納の使用料等の還付をすること。
- ヲ 条例第十四条第一項又は第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずること。

- ワ 施行規則第十条の規定による甲種漁港施設占用期間満了届又は甲種漁港施設占用廃止届を受理すること。
- 三 海岸法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務
- この号において山口県海岸占用料等徴収条例を「条例」と、海岸法施行細則を「規則」という。
- イ 法第七条第一項及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、海岸保全区域（水産庁の所管に係るものに限る。以下この号において同じ。）を占有することを許可し、及び当該許可に条件を付すること（法第十条第二項の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。
- ロ 法第八条第一項及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、海岸保全区域内における法第八条第一項各号に掲げる行為をすることを許可し、及び当該許可に条件を付すること（法第十条第二項の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。
- ハ 法第十二条第一項及び第二項（法第三十七条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第一項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずること。
- ニ 法第三十七条の四及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、一般公共海岸区域（水産庁の所管に係るものに限る。以下この号において同じ。）内における占有をすることを許可し、及び当該許可に条件を付すること（法第三十七条の八において準用する法第十条第二項の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。
- ホ 法第三十七条の五及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、一般公共海岸区域内における法第三十七条の五各号に掲げる行為をすることを許可し、及び当該許可に条件を付すること（法第三十七条の八において準用する法第十条第二項の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。
- ヘ 条例第二条の規定に基づき、占用料等を徴収すること。
- ト 条例第五条の規定に基づき、占用料等を減免すること。
- チ 条例第六条ただし書の規定に基づき、占用料等を還付すること。
- リ 条例第七条の規定に基づき、過料に処すること。
- ヌ 規則第六条第一項の規定による行為着手届又は行為完了届を受理すること。
- ル 規則第六条第二項の規定による許可に係る行為を中止し、又は廃止した旨の届出を受けること。
- ヲ 規則第七条第一項の規定による住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所所在地又は名称）を変更した旨の届出を受けること。

ワ 規則第七条第二項の規定による許可を受けた者が死亡し、又は合併によつて消滅した旨の届出を受けること。  
 カ 規則第八条ただし書の規定に基づき、許可に係る占用の期間の満了、占用の廃止又は当該許可の取消しに伴う原状回復について、その義務を免除すること。  
 コ 規則第九条の規定による法第九条又は第三十七条の七に規定する者からの届書を受理すること。

四 国有財産の管理及び処分に関する事務

この号において国有財産法を「法」という。  
 イ 法第五条の規定に基づき、農林水産省所管の国有財産（以下この号において「国有財産」という。）を管理すること（境界確定に係るものに限る。）。

ロ 法第三十一条の二第一項の規定に基づき、国有財産の調査又は測量を行うため所属職員を他人の占有する土地に立ち入らせること。

ハ 法第三十一条の二第二項前段の規定に基づき、同条第一項の規定により職員を他人の占有する土地に立ち入らせようとする場合において、あらかじめ土地の占有者にその旨を通知すること。

ニ 法第三十一条の三第一項の規定に基づき、国有財産の境界が明らかでないため、その管理に支障がある場合において、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して境界を確定するための協議を求めること。

ホ 法第三十一条の三第三項の規定に基づき、同条第一項の協議が整つた場合において、書面により確定された境界を明らかにすること。

ヘ 法第三十一条の四第一項の規定に基づき、法第三十一条の三第一項の規定により協議することができない場合において、当該隣接地の所在する市町の職員の立会いを求めて境界を定めるための調査を行うこと。

五 災害対策基本法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務  
 イ 法第七十六条の六第二項の規定に基づき、指定道路区間を周知させる道路標識を設けること。

ロ 法第七十六条の六第三項の規定に基づき、同条第一項の措置をとり、及び当該措置に係る車両その他の物件を破損すること。

ハ 法第七十六条の六第四項の規定に基づき、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。

第三十七条の三第一項中「農林水産部水産振興課」を「農林水産部農林水産政策課」に改める。

附 則

第三十七条の四を削る。

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十一条第一項第一号チからカまで及び同条第二項の改正規定 公布の日
- 二 第三十三条の四第一号の改正規定 平成三十年四月二日

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十一条

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県職員被服等貸与規則（昭和四十六年山口県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の29の3の項の次に次のように加える。

29の所に勤務する職員	農業経営の技術に関する知識の普及及び指導の業務に従事するもの	作業服(上)(冬用) 〃 (〃)(夏用) 〃 (下)(冬用) 〃 (〃)(夏用) 防 寒 衣 履 フ ム 長 ぐ っ ぽ	3年 3年 3年 3年 4年 2年	
	農村生活の改善に関する技術及び指導の業務に従事するもの	作 業 服(上) 〃 (下) 防 寒 衣 履	3年 3年 4年	
	土木工事の調査、測量又は監督業務に従事するもの	作業服(上)(冬用) 〃 (〃)(夏用) 〃 (下)(冬用) 〃 (〃)(夏用)	3年 3年 3年 3年	
	土壌分析業務に従事するもの	衣 履	2年	

森林の流域管理、活用又は整備等に從事するもの	作業服(上)(冬用) 〃(〃)(夏用) 〃(下)(冬用) 〃(〃)(夏用)	3年 3年 3年 3年	
漁港施設若しくは海岸保全施設の工事、測量若しくは調査、監督の業務、漁船の検査、漁業取締りの業務若しくは漁業取締りに従事するもの又は水産物の普及指導員のもの	作業服(上)(冬用) 〃(〃)(夏用) 〃(下)(冬用) 〃(〃)(夏用) 防寒衣 防 寒 衣 作業 べ つ	2年 3年 3年 3年 3年 4年 3年	漁業取締船に乗船して取締業務に從事する職員に限る。
その他の職員(他の項の規定により被服等を貸与する職員を除く。)	作業服(上) 〃(下)	3年 3年	

別表第一の30の項中「農林事務所」を「山口県下関農林事務所」に改め、同表中30の3の項を削り、30の4の項を30の3の項とする。

別表第二中「農林事務所」を「農林水産事務所」に改める。

附 則

- (施行期日)  
1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の山口県職員被服等貸与規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県職員被服等貸与規則(以下「改正後の規則」という。)の相当規定により貸与されたものと

みなす。この場合において、改正前の規則の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の規則の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間に通算する。

山口県債権管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十二号

山口県債権管理条例施行規則の一部を改正する規則

山口県債権管理条例施行規則(平成二十七年山口県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「教育次長」を「副教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年山口県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「所管する」の下に「農林水産事務所又は」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

**山口県規則第三十四号**

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山口県立自然公園条例施行規則(昭和三十五年山口県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「管轄する」を「所管する農林水産事務所又は」に改め、「二以上の」の下に「農林水産事務所又は」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

**山口県規則第三十五号**

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(昭和五十八年山口県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式の二の(第一面)中

現に開設し、管理し、若しくは勤務する他の病院、ホーム、診療所、特別養護老人ホーム又は介護医療院

を

に改める。

現に開設し、管理し、若しくは勤務する他の病院、ホーム、診療所、特別養護老人ホーム又は介護医療院

別記第十七号様式の添付書類5及び11中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

別記第十七号様式の二中

病院、診療所又は介護老人保健施設

を

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院

に改める。

る。

別記第十七号様式の三中「又は介護老人保健施設の」を「介護老人保健施設又は介護医療院の」に改める。

「理事に加入する管理する病院、介護老人保健施設」	名称	所在地
--------------------------	----	-----

を

「理事に加入する管理する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院」	名称	所在地
-------------------------------------	----	-----

に改める。

別記第十八号様式の添付書類5中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

別記第二十号様式中

5 監事の監査報告書  
6 その他 ( )

5 関係事業者との取引の状況に関する報告書  
6 監事の監査報告書  
7 その他 ( )

を  
に改める。

別記第二十六号様式の添付書類9及び別記第二十六号様式の二の添付書類9中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

附 則  
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第三十六号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

#### 目次

- 第一章 総則 (第一条)
- 第二章 介護医療院 (第二条―第三十八条)
- 第三章 ユニット型介護医療院 (第三十九条―第四十六条)

#### 附 則 第一章 総則

##### (趣旨)

第一条 この規則は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年山口県条例第一号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

#### 第二章 介護医療院

##### (従業者)

第二条 条例第三条第二項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 薬剤師 常勤換算方法(介護医療院の従業者の勤務延べ時間数を当該介護医療院

- において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該介護医療院の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、入所者のうち、I型療養床(療養室)療養室のうち、入所者一人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分を用いる。以下同じ。)のうち、主として長期にわたる療養を必要とする者であつて、重篤な身体の疾患を有する者、身体合併症を有する認知症である高齢者等を入所させるためのものをいう。以下同じ。)を利用するもの(以下「I型入所者」という。)の数(前年度のI型入所者の数の平均値とする。ただし、介護医療院の許可を新たに受ける場合は、推定数による。以下同じ。)を百五十で除して得た数と入所者のうち、II型療養床(療養室)のうち、I型療養床以外のものをいう。以下同じ。)を利用するもの(以下「II型入所者」という。)の数(前年度のII型入所者の数の平均値とする。ただし、当該許可を新たに受ける場合は、推定数による。以下同じ。)を三百で除して得た数とを合計した数以上
- 二 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で、入所者の数(前年度の入所者の数の平均値とする。ただし、介護医療院の許可を新たに受ける場合は、推定数による。以下この条において同じ。)を六で除して得た数以上
- 三 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を五で除して得た数とII型入所者の数を六で除して得た数とを合計した数以上
- 四 理学療法士若しくは作業療法士又は言語聴覚士 当該介護医療院の実情に応じた適當数
- 五 栄養士 入所定員が百以上の介護医療院にあつては、一人以上
- 六 介護支援専門員 一人以上(入所者の数が百又は百に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。)
- 七 診療放射線技師 当該介護医療院の実情に応じた適當数
- 八 調理員、事務員その他の従業者 当該介護医療院の実情に応じた適當数
- 2 前項第三号及び第六号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院に置くべき介護職員及び介護支援専門員の員数は、次のとおりとする。
- 一 介護職員 常勤換算方法で、入所者の数を六で除して得た数以上



二 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数

3 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。）の職務に従事する場合であつて、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合は、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。

4 条例第三条第四項の規則で定める従業者は、介護医療院にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員とする。  
（管理者の兼務）

第三条 条例第四条の規則で定める施設は、次のとおりとする。

一 当該介護医療院のサテライト型特定施設（指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）を設置しようとする者により設置される当該指定地域密着型特定施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該指定地域密着型特定施設に対する支援機能を有するもの（以下この号において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で開催される指定地域密着型特定施設をいう。）

二 当該介護医療院のサテライト型居住施設（指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）を設置しようとする者により設置される当該指定地域密着型介護老人福祉施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該指定地域密着型介護老人福祉施設に対する支援機能を有するもの（以下この号において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）  
（管理者の責務）

第四条 介護医療院の管理者（以下単に「管理者」という。）は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、従業者が条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 管理者は、次に掲げる業務を委託しようとするときは、当該業務を適正に行う能力

のある者の基準に適合するものに委託しなければならない。

一 人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査又は生化学的検査の業務  
二 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務

三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

四 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

4 前項の基準については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三の規定を準用する。この場合において、同令第九条の八第一項中「法第十五条の二の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第二項中「法第十五条の二の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、同令第九条の九第一項中「法第十五条の二の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、同令第九条の十二中「法第十五条の二の規定による第九条の七に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第九条の十三中「法第十五条の二の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

5 放射線障害を防止するために管理者が講じなければならない措置については、医療法施行規則第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いづれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いづれか」と読み替えるものとする。

6 管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第五条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、第二十三条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を

行うものとする。

一 入所申込者の入所に際し、居宅介護支援事業者に対する照会等により、入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等を把握すること。

二 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等の記録を行うこと。

三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

四 条例第十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

五 条例第十五条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

（勤務体制の確保等）

第六条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならぬ。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

（施設）

第七条 条例第五条第二項の基準は、次のとおりとする。

一 談話室は、入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

二 食堂の床面積は、内法による測定で一平方メートルに入所者の数を乗じて得た面積以上とすること。

三 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとし、一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別の浴槽を設けること。

四 レクリエーション・ルームは、レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

五 洗面所及び便所は、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

（設備）

第八条 条例第六条第一項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす

二階建て又は平屋建ての建物とする。

一 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町にあつては、市町長）又は消防署長と相談の上、条例第七条第一項に規定する施設内防災計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第七条第四項の訓練については、同条第一項に規定する施設内防災計画に、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第六条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 条例第六条第三項の基準は、次のとおりとする。

一 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

二 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないよう避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

三 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備には、危害防止に必要な措置を講ずること。

四 放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第三十条及び第三十条の四の規定を準用する。

五 階段には、手すりを設けること。

六 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とし、手すり及び常夜灯を設けること。

七 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（運営規程）

第九条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員（Ⅰ型療養床及びⅡ型療養床に係るそれぞれの入所定員の数並びにその合計数をいう。）

四 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

（記録の整備）

第十条 介護医療院は、従業者、施設、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 条例第十二条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 条例第十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 条例第十五条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

五 第十八条第三項の規定による居室において日常生活を営むことができるかどうか

六 第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容及び記録

七 第三十一条の規定による通知に係る記録

（重要事項の電磁的方法による提供）

第十一条 介護医療院は、条例第九条の規定による書面の交付等をする場合において、入所申込者又はその家族からの申出があつたときに限り、書面の交付に代えて、

当該書面に記載すべき重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織（介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第三項の承諾又は第四項の申出をする場合にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 介護医療院は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第一項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第十二条 介護医療院は、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員

者に対し、周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成十八年厚生労働省告示第二百六十八号）に沿った対応を行うこと。

（苦情の処理）

第十三条 介護医療院は、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査にできる限り協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び市町村からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

2 介護医療院は、入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び国民健康保険団体連合会からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

（事故の防止等）

第十四条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故の発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第十五条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第十六条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要介護認定の有無及び有効期間を確認しなければならない。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するよう努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第十七条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退所）

第十八条 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

2 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、居宅介護支援事業者に対する照会等により、入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

4 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

5 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第十九条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施

設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を当該者の被保険者証に記載しなければならぬ。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第二十条 介護医療院は、法定代理受領サービス(法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービスに係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。)に該当する介護医療院サービスを提供したときは、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該介護医療院サービスについて同条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額。以下「施設サービス費用基準額」という。)から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供したときに入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、合理的な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前二項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成十二年厚生省告示第百二十三号)に基づき入所者が選定する特別な療養室を提供したことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基

づき入所者が選定する特別な食事を提供したことに伴い必要となる費用

#### 五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百十九号)によるものとする。

5 介護医療院は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した書面を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、書面によるものとする。(サービス提供証明書の交付)

第二十一条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第二十二条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状況等を踏まえ、入所者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 介護医療院サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

5 介護医療院は、その提供する介護医療院サービスの質について自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第二十三条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)を行わなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、入所者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者又はその家族に対し、当該施設サービス計画の原案について説明し、書面により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、作成した施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」

という。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に入所者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

第二十四条 医師の診療の方針は、次に掲げるとおりとする。

一 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上妥当適切に行うこと。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響に十分に配慮して、心理的な効果もあげることができるよう適切な指導を行うこと。

三 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

四 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行うこと。

五 特殊な療法又は新しい療法等は、厚生労働大臣が定める療法等(平成十二年厚生省告示第百二十四号)に定めるもののほか行わないこと。

六 医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品(平成十二年厚生省告示第百二十五号)に定めるもののほか入所者に施用し、又は処方しないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合は、この限りでない。

(必要な医療の提供困難時の措置等)

第二十五条 医師は、入所者の病状から自ら必要な医療を提供することが困難であると

認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 医師は、みだりに入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合は、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、当該情報に基づき適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第二十六条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二十七条 介護医療院は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、入所者の自立の支援助と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

2 介護医療院は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、入所者に対して、入所者の負担による当該介護医療院の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。

(食事)

第二十八条 介護医療院は、栄養並びに入所者の身体状況、病状及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事を提供しなければならない。

2 介護医療院は、入所者の自立の支援に配慮し、入所者の食事が可能な限り離床して

食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談等)

第二十九条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第三十条 介護医療院は、適宜、入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する通知)

第三十一条 介護医療院は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(定員の遵守)

第三十二条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力病院等)

第三十三条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

(掲示)

第三十四条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(個人情報利用に関する同意)

第三十五条 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ書面により入所者の同意を得ておかななければならない。

(利益の供与等の禁止)

第三十六条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与

してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(地域との連携等)

第三十七条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(会計の区分)

第三十八条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第三章 ユニット型介護医療院

(勤務体制の確保等)

第三十九条 第六条の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。

2 前項において準用する第六条第一項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に掲げる職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(施設)

第四十条 条例第十七条第二項の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 共同生活室は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面設備は、療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けるほか、身体の不自

由な者が使用するのに適したものとすること。

ハ 便所は、療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものととし、一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別の浴槽を設けること。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第四十一条 介護医療院サービスの提供は、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護医療院サービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本とし、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようその心身の状況等を常に把握しながら適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

7 ユニット型介護医療院は、その提供する介護医療院サービスの質について自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十二条 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。



2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況、病状、その置かれている環境等にに応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 第二十七条（第一項及び第二項を除く。）の規定は、ユニット型介護医療院における看護及び医学的管理の下における介護について準用する。この場合において、同条第三項中「援助」とあるのは「支援」と、同条第四項中「そのおむつ」とあるのは「排せつの自立を図りつつ、そのおむつ」と、同条第六項中「世話を適切に行わなければならない」とあるのは「行為を適切に支援しなければならない」と読み替えるものとする。

（食事）

第四十三条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等にに応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第四十四条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（定員の遵守）

第四十五条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第四十六条 前章（第六条、第七条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十條及び第三十二條を除く。）の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第二条第一項及び第四項並びに第三条中「条例」とあるのは「条例第十八条において準用する条例」と、第五条中「第二十三條」とあるのは「第四十六條において準用する第二十三條」と、同条第四号及び第五号中「条例」とあるのは「条例第十八条において準用する条例」と、第八条第一項から第三項までの規定中「条例」とあるのは「条例第十八条において準用する条例」と、同条第三項第六号中「設けること」とあるのは「設けること。ただし、廊下の一部を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすることができる。」と、第九条第三号中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「いう。」とあるのは「いう。」並びにユニットの数及びユニットごとの入居定員」と、第十条第二項第二号から第四号までの規定中「条例」とあるのは「条例第十八条において準用する条例」と、同項第五号中「第十八条第三項」とあるのは「第四十六條において準用する第十八条第三項」と、同項第六号中「第十九条第二項」とあるのは「第四十六條において準用する第十九条第二項」と、同項第七号中「第三十一條」とあるのは「第四十六條において準用する第三十一條」と、第十一條第一項中「条例」とあるのは「条例第十八条において準用する条例」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（介護医療院の設備に関する経過措置）

2 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについては、第八条第三項第一号（第四十六條において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段を二以上設けなければならない。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一つとする

ことができる。

3 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅については、第八条第三項第六号（第四十六条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。

4 介護療養型老人保健施設の開設者が、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を平成三十六年三月三十一日までの間に廃止するとともに、介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについては、第八条第三項第一号の規定にかかわらず、療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段を二以上設けなければならない。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一つとすることができる。

5 介護療養型老人保健施設の開設者が、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を平成三十六年三月三十一日までの間に廃止するとともに、介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅については、第八条第三項第六号の規定にかかわらず、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十七号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成十二年山口県規則第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削り、同条第三項中「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 法第百七条第一項（法第百八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けようとする者は、介護医療院開設許可申請書（別記第四号様式）又は介護医療院開設許可更新申請書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。第三条に次の一項を加える。

2 法第七十二条の二第一項ただし書又は法第百十五条の二の二第一項ただし書の規定による別段の申出をしようとする者は、特例による指定を不要とする旨の申出書（別記第六号様式の二）を知事に提出しなければならない。

第四条第一項中「法第八十二条第一項」を削り、「第九十九条第一項」の下に「法第百十三条第一項」を加え、同条第二項中「第八十二条第二項、法第九十九条第二項」を「第九十九条第二項、法第百十三条第二項」に改める。

第六条の見出し中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加え、同条中「第九十四条第二項」の下に「又は法第百七条第二項」を、「別記第十号様式」の下に「又は介護医療院変更許可申請書（別記第十号様式）」を加える。

第七条の見出し中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加え、同条中「又は第二項」を「若しくは第二項又は法第百九条第一項若しくは第二項」に改め、「別記第十一号様式」の下に「又は介護医療院管理者承認申請書（別記第十一号様式）」を加える。

第八条の見出し中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加え、同条中「第九十八条第一項第四号」の下に「又は法第百十二条第一項第四号」を、「別記第十二号様式」の下に「又は介護医療院広告許可申請書（別記第十二号様式）」を加える。

第九条の見出し中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第百十四条の八において準用する医療法第九条第二項の規定による届出をしようとする者は、介護医療院開設者死亡届（別記第十三号様式）又は介護医療院開設者失そう届（別記第十三号様式）に、開設者が死亡し、又は失そう宣告を受けた事実を証する戸籍の謄本又は抄本を添えて知事に提出しなければならない。

第十二条を第十三条とする。

第十一条第一項中「別記第十五号様式」を「別記第十八号様式」に改め、同条第二項中「別記第十六号様式」を「別記第十九号様式」に改め、同条第三項中「別記第十五号様式」を「別記第十八号様式」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（介護医療院のエックス線装置の設置の届出等）

第十一条 法第百十四条の八において準用する医療法第十五条第三項の規定による届出



事業所の種別	病院	2	診療所	3	訪問看護ステーション
事業所の種別 / 病院	2	診療所	3	訪問看護ステーション	人
利用者の推定数					

改め、同様式(ネの三)の注中6や7と「5や6と」の次に次のように加える。

5 「利用者の推定数」欄は、指定居宅サービス事業者の指定又は指定の更新の申請の場合にのみ記入すること。

原記載「ネの四」中

事業所の種別	病院	2	診療所	3	介護老人保健施設
事業所の種別 / 病院	2	診療所	3	介護老人保健施設	4 介護医療院人
利用者の推定数					

職	種	常	勤	非	常	勤
---	---	---	---	---	---	---

職	種	常	勤	非	常	勤
---	---	---	---	---	---	---

の四)の終止句類の「介護老人保健施設」や「介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、同様式(ネの四)の注中5や6と「4や5と」の次に次のように加える。

4 「利用者の推定数」欄は、指定居宅サービス事業者の指定又は指定の更新の申請の場合にのみ記入すること。

原記載「ネの五)の記号

提供する居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導の種類	
-------------------------------	--

提供する居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導の種類	
利用者の推定数	人

改め、同様式(ネの五)の注中5や6と「4や5と」の次に次のように加える。

4 「利用者の推定数」欄は、指定居宅サービス事業者の指定又は指定の更新の申請の場合にのみ記入すること。

原記載「ネの六)中「又は介護予防通所介護」や記号「同様式(ネの六)の

記号「指定居宅サービス事業者 指定更新」や「指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者 指定更新」及び「通所介護に係る指定居宅サービス事業者の

指定更新」及び「通所介護に係る指定介護予防サービス事業者の

「第70条第1項  
第70条の2第4項において準用する  
第115条の2第1項  
第115条の11において準用する同法第  
70条の2第4項」の  
「第70条第1項  
第70条の2第4項」





別記第六号様式の次に次の一様式を加える。

第6号様式の2 (第3条関係)

特例による指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申出者 住 所  
(申請者) 氏 名

(電話) 局 (番)

下記のとおり 指定居宅サービス事業者の特例による指定を不要とするので、介護保険法第72条の2第1項ただし書の規定により申し出ます。  
第115条の2の2第1項ただし書の規定により申し出ます。

記

事業所	氏 名	
	所 在 地	(郵便番号 局 番) (電話)
指定を受けているサービス類	障害児通所支援	1 児童発達支援 2 放課後等デイサービス
	障害福祉サービス	1 居宅介護
		2 重度訪問介護
		3 生活介護
		4 短期入所 5 自立訓練
管 理 者	氏 名	
	住 所	
特例による指定を不要とする種別	1	訪問介護
	2	通所介護
	3	短期入所生活介護
	4	介護予防短期入所生活介護

注 1 申出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。  
 2 申出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。  
 3 「指定を受けているサービスの種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。  
 4 「特例による指定を不要とするサービスの種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

「指定居宅介護支援事業所施設」  
「指定介護老人保健施設」

「第89条第1項  
第99条第1項  
第113条の5第1項」

「指定居宅介護支援事業所施設」  
「介護老人保健施設」

「第82条第1項  
第89条第1項  
第99条第1項  
第111条の5第1項」

「第89条第1項  
第99条第1項  
第113条の5第1項」

「第82条第1項」  
「第99条第1項」  
「第113条第1項」

「第82条第1項」  
「第99条第1項」  
「第113条第1項」

「第82条第2項」  
「第99条第2項」  
「第113条第2項」

「第82条第2項」  
「第99条第2項」  
「第113条第2項」

「第94条第2項の」  
「第107条第2項の」

「第94条第2項の」  
「第107条第2項の」

「介護老人保健施設変更許可申請書」  
「介護老人保健施設の」  
「介護老人保健施設の」  
「介護老人保健施設の」

「介護老人保健施設の」  
「介護老人保健施設の」  
「介護老人保健施設の」  
「介護老人保健施設の」

「介護老人保健施設開設者失そう届」  
「介護老人保健施設開設者失そう届」  
「介護老人保健施設開設者失そう届」  
「介護老人保健施設開設者失そう届」

「介護老人保健施設開設者失そう届」  
「介護老人保健施設開設者失そう届」  
「介護老人保健施設開設者失そう届」  
「介護老人保健施設開設者失そう届」

「介護老人保健施設開設者失そう届」  
「介護老人保健施設開設者失そう届」  
「介護老人保健施設開設者失そう届」  
「介護老人保健施設開設者失そう届」





(第2面)

医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条第1項第1号の要件を満たす遮へい		有	無
附加	濾過板の総濾過	mm	アルミニウム当量・モリブデン当量
入所者への入射線量率	50mGy/分以下・50mGy/分超		
高線量率透視制御	有		無
一定時間経過時に警告音等を発することのできる透視時間を積算するタイマー	有		無
エックス線管焦点皮膚間距離が30cm以上になるような装置又はインターロック	有		無
透視用装置	照射野絞り装置	有	無
受像器を通過したエックス線量(接触可能表面から10cm)	150μGy/時以下・150μGy/時超		
最大受像面を3cm超える部分を通過したエックス線量(接触可能表面から10cm)	150μGy/時以下・150μGy/時超		
利用線維以外のエックス線を有効に遮へいするための適切な手段	有		無
撮影用装置	照射野絞り装置	有	無
エックス線管焦点皮膚間距離	cm		
移動型携帯装置	エックス線管焦点及び入所者から2m以上離れて操作できる構造	有	無
装置の保管場所			
利 用 線 維	角錐型 ・ 円錐型		
照射野絞り装置	有		無
受像器の一次防護遮へい体(接触可能表面から10cmの距離において1μGy/1ばく射以下となるもの)	有		無
被照射体周囲の相対的遮へい物(その遮へい物から10cmの距離において1μGy/1ばく射以下となるもの)	有		無
透過板が引き抜かれた場合におけるエックス線の発生を遮断するインターロック	有		無
治療用装置			
胸部用影集検用影接撮装置			
エックス線の障害防止の構造設備			

(第3面)

構造概要		構造又は材料	厚さ(cm)
区分	井		
天	床		
	東		
	西		
	南		
	北		
	監視用窓		
出入口の開閉部	出入口		
その他	その		
画壁等の外側における実効線量	1mSv/週以下・1mSv/週超		
操作室	室内 ・ 室外		
出入口における使用中の表示	有 ・ 無		
標識	有 ・ 無		
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有 ・ 無		
管理区域を設ける場所	別添のとおり		
境界における実効線量	1.3mSv/3月以下・1.3mSv/3月超		
立 入 制 限 措 置	有 ・ 無		
敷地内の居住区域及び敷地の境界における実効線量	250μSv/3月以下・250μSv/3月超		
入所者の被ばくする放射線の(診療により被ばくする放射線を除く。)の実効線量	1.3mSv/3月以下・1.3mSv/3月超		
防護用具(防護前掛等)	有 ・ 無		
従事者等の被ばく防止	被ばく放射線測定器具	フイルムバッジ・ポケット線量計・TLD・リソグラフバッジ・その他	
その他障害の予防措置			
エックス線の障害防止の構造設備			

(第 4 面)

添付書類

- 1 エックス線診療室の周辺図 (隣室名及び上階又は下階の室名並びに周囲の状況を明記し、管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を朱線で記入したもの)
  - 2 エックス線診療室の見取図
  - 3 敷地の境界までの実効線量の測定結果 (測定することが著しく困難な場合にあつては、その計算値) を記載した書類
- 注 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第16号様式 (第11条関係)

介護医療院エックス線装置設置届出事項変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者

住 所

氏 名

(電話

局 番)

下記のとおり介護医療院のエックス線装置の設置届出事項を変更したので、介護保険法第114条の8において準用する医療法第15条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

施設所在地	名称	
	所在地	
変更の理由	変更前	
	変更後	
変更内容	変更後	
変更年月日	年 月 日	

添付書類

変更内容の新旧が対照できる書類又は図面

注 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第17号様式 (第11条関係)

介護医療院エックス線装置廃止届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
住所  
届出者  
氏名  
(電話 局 番)  
⑤

下記のとおり介護医療院のエックス線装置を廃止したので、介護保険法第114条の8において準用する医療法第15条第3項の規定により届け出ます。  
記

施設 名称	所在地	製作者名	廃止した装置又は器具 形式	種類	廃止時の放射線源 数量	Bq	処分方法	廃止した理由	廃止年月日

注 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 副 政

### 山口県規則第三十八号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八章 基準該当居宅サービス(第九十六条―第二百条)」を

「第十八章 共生型居宅サービス(第九十六条―第九十八条)」に改める。

第十九章 基準該当居宅サービス(第九十九条―第二百三条)」に改める。

第三条第二項中「当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所

において一体的に運営されている場合にあつては当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者、」を削り、「当該事業所における指定訪問介護又は」

を、「当該事業所における指定訪問介護又は」に改める。

第四条第三項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

三 居宅介護支援事業者等(居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者をいう。以下同じ。)に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第十五条第一項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第三十一条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)

第三十一条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)

第三十一条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)

第三十一条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)

第三十一条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)

第三十一条の次に次の一条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第三十一条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)

第三十一条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)

第三十一条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)

の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第四十二条中「及び第二十九条」を、「第二十九条から第三十一条まで及び第三十二条」に改める。

第四十七条第一項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第五十四条中「、第二十九条」の下に「から第三十一条まで、第三十二条」を加える。

第五十五条を次のように改める。  
(従業者)

第五十五条 条例第二十六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。  
一 医師 指定訪問リハビリテーションを提供するために必要な数  
二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一人以上  
2 医師は、常勤の者でなければならない。

第六十三条第一項第二号中「、看護職員」を削り、同条第二項中「及び第三号」を削る。

第六十四条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。  
五 通常の事業の実施地域

第六十八条第一項第一号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第三項を削る。

第七十条第一項第三号中「当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者、」を削り、「当該事業所における指定通所介護又は当該」を、「当該事業所における指定通所介護又は当該」に改める。

第八十条中「、第二十九条」の下に「から第三十一条まで、第三十二条」を加える。

第九十六条第一項中「、言語聴覚士」を「若しくは言語聴覚士」に改める。

第九十七条中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第一百十條中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第一百九条第二項中「(指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。)」を削る。

第二百一十一条中「第三十二条まで」を「第三十一条まで、第三十二条」に改める。  
第二百二十九条に次の一項を加える。

医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第三百三十五条第六号を次のように改める。

六 医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品(平成十二年厚生省告示第百二十五号)に定めるもののほか利用者に施用し、又は処方しないこと。

第四百四十条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第四百四十八条中「第百三十二条第二項第一号」を「同条第五項中「条例」とあるのは「条例第六十六条において準用する条例」と、「介護医療院」とあるのは「ユニット型介護医療院」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、第百三十二条第二項第一号に改め、「入居定員」との下に「、同条第四号中「介護医療院」とあるのは「ユニット型介護医療院」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、「入所定員」とあるのは「入居定員」と」を加える。

第五百五十条第六項中「のうち一人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第六十条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第六百六十六条及び第百七十四条中「第三十二条まで」を「第三十一条まで、第三十二条」に改める。

第八十二条第一号中「利用料等」を「利用料、全国における平均的な貸与価格等」に改め、同条に次の一号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一の種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第八十三条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第八十七条及び第九十五条中「第三十条」の下に「、第三十一条、第三十二条」を加える。

第二百条中「第九十一条第一項」を「第九十四条第一項」に、「第二百条」を「第二百三条」に改め、同条を第二百三条とする。

第九十九条第一項中「第九十条第二項」を「第九十三条第二項」に改め、同条第二項中「第九十条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同条第四項中「第九十条第五項」を「第九十三条第五項」に改め、同条第六項中「第九十条第七項」を「第九十三条第七項」に、「第九十九条第六項」を「第二百二条第六項」に改め、同条を第二百二条とする。

第九十八条中「第八十九条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第九十八条」を「第二百一条」に改め、同条を第二百一条とする。

第九十七条中「第八十八条第一項」を「第九十一条第一項」に、「第九十七条」を「第二百条」に、「第八十八条において」を「第九十一条第一項において」に改め、同条を第二百条とする。

第九十六条第一項及び第二項中「第八十七条第一項」を「第九十条第一項」に改め、同条第五項中「第九十六条第五項」を「第九十九条第五項」に、「第八十七条第一項」を「第九十条第一項」に改め、同条を第九十九条とする。

第十八章を第十九章とし、第十七章の次に次の一章を加える。  
第十八章 共生型居宅サービス

(共生型訪問介護)

第九十六条 条例第八十七条第一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定居宅介護等（指定居宅介護又は指定重度訪問介護をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所の従業者の員数が、当該事業所が提供する指定居宅介護等の利用者の数を指定居宅介護等の利用者の数及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該事業所として必要とされる数以上であること。  
二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第二章（第三条第一項を除く。）の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第三条第二項中「条例」とあるのは「条例第八十七条第二項において準用する条例」と、「利用者」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護等の利用者を用い、）」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護等又は」と、同条第三項及び第四項中「条例」と

あるのは「条例第八十七条第二項において読み替えて準用する条例」と、第四条第三項中「第二十五条」とあるのは「第九十六条第二項において準用する第二十五条」と、第七条第二項第一号及び第二号中「条例」とあるのは「条例第八十七条第二項において準用する条例」と、同項第三号中「第二十条第二項」とあるのは「第九十六条第二項において準用する第二十条第二項」と、同項第四号中「第二十五条第一項」とあるのは「第九十六条第二項において準用する第二十五条第一項」と、同項第五号中「第二十七条」とあるのは「第九十六条第二項において準用する第二十七条」と、第八条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十七条第二項において準用する条例」と、第二十四条第一号中「次条第一項」とあるのは「第九十六条第二項において準用する次条第一項」と読み替えるものとする。

(共生型通所介護)

第九十七条 条例第八十八条第一項の規則で定める指定児童発達支援事業者は、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を提供する者とし、条例第八十八条第一項の規則で定める指定放課後等デイサービス事業者は、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（同条例第二十八条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を提供する者とする。

2 条例第八十八条第一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号）第二十四条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（同条例第四十三条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（同条例第四十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下「指定生活介護等」という。）の事業を行う事業所の従業者の員数が、当該事業所が提供する指定生活介護等の利用者の数を指定生活介護等の利用者の数及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  
3 第七章（第七十条及び第七十二条（第一項に限る。）を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第七十一条第三項中「通所介

「共生型通所介護の提供に当たる者」と、第七十二条第二項中「条例第三十五条第三項ただし書の場合（指定通所介護事業者が同条第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）とあるのは「共生型通所介護の事業を行う者が共生型通所介護の事業を行う事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、同条第三項並びに第七十四条第二項第一号及び第二号中「第三十八条」とあるのは「第八十八条第二項」と、同項第三号中「第七十八条第一項」とあるのは「第九十七条第三項において準用する第七十八条第一項」と、同項第四号及び第五号中「第八十条」とあるのは「第九十七条第三項において準用する第八十条」と、第七十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第九十七条第三項において準用する次条第一項」と、同条第二号及び第七十八条第五項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる者」と、第八十条中「第三十八条」とあるのは「第八十八条第二項」と、「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる者」と読み替えるものとする。

（共生型短期入所生活介護）

第九十八条 条例第八十九条第一項の規則で定める指定短期入所事業者は、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者を利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合における当該事業を行う事業所（次項第一号及び第二号において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する者とする。

2 条例第八十九条第一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。

二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者の数及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

3 第十章（第一百五十九条から第一百七十条までを除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第九十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第八十九条第二項において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第五十五条」とあるのは「第八十九条第二項」と、同項第四号中「第一百十三条第一項」とあるのは「第九十八条第三項において読み替えて準用する第一百十三条第一項」と、同項第五号及び第六号中「第二百一十一条」とあるのは「第九十八条第三項において準用する第二百一十一条」と、第二百一十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十八条第三項において読み替えて準用する次条第一項」と、同条第三項及び第九十三条第一項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる者」と、第二百一十一条中「第五十五条」とあるのは「第八十九条第二項」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる者」と読み替えるものとする。

附則第二十三項中「第九十九条第四項第一号イ」を「第二百一十二条第四項第一号イ」に改め、附則に次の一項を加える。

（医療機関併設型指定特定施設に関する経過措置）

24 第二百五十条第一項第一号及び第四号並びに第二項第一号及び第四号並びに第六十六条第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号及び第三号の規定にかかわらず、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第八十二条第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものを含むものに限る。）の事業を行う者については、平成三十年九月三十日までの間は、改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第六十三条及び第六十八条（第一項第一号を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の

例による。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十九号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 指定介護予防訪問介護（第三条―第三十五条）」を「第二章 削除」に、「第四十三条」を「第四十三条の七」に、「第七章 指定介護予防通所介護（第七十一条―第八十三条）」を「第七章 削除」に、

「第十七章 基準該当介護予防サービス（第八十九条―第九十三条）」を「第十七章 共生型介護予防サービス（第八十九条―第九十三条）」を

「第十八章 基準該当介護予防サービス（第九十条―第九十二条）」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条から第三十五条まで 削除

第三十六条第一項第二号中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十五号）」を「指定居宅サービス等条例」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。  
（勤務体制の確保等）

第三十七条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当

該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者により指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

第三十八条第五号中「実施地域」の下に「（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十九条第二項第一号中「第十八条において準用する条例第十二条第二項」を「第十八条の五第二項」に改め、同項第二号中「第十八条において準用する条例第十四条第二項」を「第十八条の七第二項」に改め、同項第三号中「第四十三条において準用する第二十条第二項」を「第三十九条の十四第二項」に改め、同項第四号中「において準用する第二十八条」を削り、同条の次に次の十三条を加える。  
（重要事項の電磁的方法による提供）

第三十九条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、条例第十八条の規定による書面の交付等をする場合においては、利用申込者又はその家族からの申出があつたときに限り、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの
- イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第三項の承諾又は第四項の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力する



ことにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第一項各号に掲げる方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

(苦情の処理)

第三十九条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にできる限り協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び市町村からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び国民健康保険団体連合会からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第三十九条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第三十九条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第三十九条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び有効期間を確認しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第十五条の三第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第三十九条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第三十九条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援の事業を行う事業所の指定介護予防支援の提供に当たる職員(以下「担当職員」という。)が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を集めて行う会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第三十九条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第三十九条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提

供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六

号）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家  
族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村  
に対して届け出ること等により介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を  
説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防  
サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第三十九条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（介護  
保険法施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）  
が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴  
介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画の変更の援助）

第三十九条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計  
画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の  
必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第三十九条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者  
に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた  
ときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第三十九条の十四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を  
提供したときは、提供した日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第  
五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額  
その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ず  
る書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したとき  
は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出が  
あった場合は、書面の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供  
しなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

（サービス提供証明書の交付）

第四十条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しな  
い指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護

予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス  
提供証明書を利用者に交付しなければならない。  
第四十三条を次のように改める。

（利用者に関する通知）

第四十三条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を  
受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して  
その旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないこと  
により、要支援状態の程度を増進させ、又は要介護状態になったと認められると  
き。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第三章第四十三条の次に次の六条を加える。

（揭示）

第四十三条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業  
所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制そ  
の他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければ  
ならない。

（個人情報に関する同意）

第四十三条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等におい  
て、利用者の個人情報を用いる場合にあつては利用者の同意を、利用者の家族の個人  
情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ書面により得ておかなけ  
ればならない。

（広告）

第四十三条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業  
所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（利益の供与の禁止）

第四十三条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従  
業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償と  
して、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（地域との連携）

第四十三条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴  
介護に関する利用者からの苦情に関して市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事  
業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。  
（会計の区分）

第四十三條の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第四十六條第二項第一号中「第十二條第二項」を「第十八條の五第二項」に改め、同項第二号中「第十四條第二項」を「第十八條の七第二項」に改め、同項第六号中「第二十條第二項」を「第三十九條の十四第二項」に改め、同項第七号中「第二十八條」を「第四十三條」に改める。

第五十五條中「第五條、第八條から第十條まで、第十二條から第十四條まで、第十六條から第二十條まで、第二十二條、第二十八條、第三十條から第三十五條まで及び第三十七條」を「第三十七條、第三十七條の二、第三十九條の二から第三十九條の四まで、第三十九條の六から第三十九條の八まで、第三十九條の十から第三十九條の十四まで、第四十條の二及び第四十三條から第四十三條の七まで」に、「第五條」を「第三十七條の二」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第八條第一項」を「第三十九條の二第一項」に、「第十四條」を「第三十九條の八」に、「第十九條及び第三十條」を「第三十九條の十三及び第四十三條の二」に改める。

第五十六條を次のように改める。

(従業者)

第五十六條 条例第二十六條第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。  
一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供するために必要な数  
二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一人以上  
三 医師は、常勤の者でなければならない。

第五十八條第二項第一号中「第十二條第二項」を「第十八條の五第二項」に改め、同項第二号中「第十四條第二項」を「第十八條の七第二項」に改め、同項第四号中「第二十條第二項」を「第三十九條の十四第二項」に改め、同項第五号中「第二十八條」を「第四十三條」に改める。

第六十三條中「第五條、第八條から第十四條まで、第十六條から第二十條まで、第二十二條、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十三條から第三十五條まで、第三十七條」を「第三十七條、第三十七條の二、第三十九條の二から第三十九條の八まで、第三十九條の十から第三十九條の十四まで、第四十條の二、第四十三條から第四十三條の七まで、第四十三條の五から第四十三條の七まで」に、「第五條」を「第三十七條の二」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第八條第一項」を「第三十九條の二第一項」に、「第十四條」を「第三十九條の八」に、「第十九條及び第三十條」を「第三十九條の十三及び第四十三條の二」に改める。

第六十四條第一項第二号中「、看護職員」を削り、同條第二項中「及び第三号」を削

る。

第六十五條中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第六十六條第二項第一号中「第十二條第二項」を「第十八條の五第二項」に改め、同項第二号中「第十四條第二項」を「第十八條の七第二項」に改め、同項第三号中「第二十條第二項」を「第三十九條の十四第二項」に改め、同項第四号中「第二十八條」を「第四十三條」に改める。

第六十九條第三項を削る。

第七十條中「第五條、第八條から第十四條まで、第十七條、第十九條、第二十條、第二十二條、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十三條から第三十五條まで、第三十七條」を「第三十七條、第三十七條の二、第三十九條の二から第三十九條の八まで、第三十九條の十一、第三十九條の十三、第三十九條の十四、第四十條の二、第四十三條から第四十三條の七まで、第四十三條の五から第四十三條の七まで」に、「第五條」を「第三十七條の二」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第八條第一項」を「第三十九條の二第一項」に、「第十四條」を「第三十九條の八」に、「第十九條」を「第三十九條の十三」に、「第三十條」を「第四十三條の二」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第七十一條から第八十三條まで 削除  
第八十五條の次に次の一條を加える。

(勤務体制の確保等)

第八十五條の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業者ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者により指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

第八十六條中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第八十八條第二項第一号中「第十二條第二項」を「第十八條の五第二項」に改め、同

項第二号中「第十四条第二項」を「第十八条の七第二項」に改め、同項第四号中「第二十條第二項」を「第三十九条の十四第二項」に改め、同項第五号中「第二十八條」を「第四十三條」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(利用料等の受領)

第八十八條の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供したときに利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担に相当と認められるもの

4 前項第二号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百十九号)によるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第九十二条第一号中「アセスメント」の下に「(介護予防支援において行われる利用者の介護予防の効果を最大限に発揮し、自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握をいう。)」を加え、同条第三号中「第九十四条において準用する第八十一条」を「第九十三条の二」に改める。

第九十三条の次に次の二條を加える。  
(安全管理体制等の確保)

第九十三条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、従業者に対し、周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たっては、転倒等を防止するための環境の整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たっては、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に配慮し、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第九十三条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第九十四条中「第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十八條、第三十条、第三十一條、第三十三條から第三十五條まで、第四十八條、第七十二條、第七十六條、第八十一條及び第八十二條」を「第三十九条の二から第三十九条の八まで、第三十九条の十から第三十九条の十二まで、第三十九条の十四、第四十条の二、第四十三條から第四十三條の三まで、第四十三條の五から第四十三條の七まで及び第四十八條」に、「第八条第一項」を「第三十九条の二第一項」に、「第十四條」を「第三十九條の八」に、「第三十條中「訪問介護員等」を「第四十三條の二中「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「第七十二條第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」とを削る。

第九十七条第一項第二号イ中「第三十六條第一項」を「第四十一條の二第一項」に改め、同号ロ中「第三十六條第四項」を「第四十一條の二第四項」に改める。

第九十九條第二項第二号中「第十二條第二項」を「第十八條の五第二項」に改め、同項第三号中「第十四條第二項」を「第十八條の七第二項」に改め、同項第五号中「第二十條第二項」を「第三十九條の十四第二項」に改め、同項第六号中「第二十八條」を「第四十三條」に改める。

第一百二十二條中「第八条から第十四條まで、第十六條、第十七條、第二十條、第二十二條、第二十八條、第三十條から第三十三條まで、第三十五條、第三十七條及び第七十二條、第九十三條の次に次の二條を加える。

条」を「第三十七条、第三十九条の二から第三十九条の八まで、第三十九条の十、第三十九  
九条の十一、第三十九条の十四、第四十条の二、第四十三条から第四十三条の五ま  
で、第四十三条の七及び第八十五条の二」に、「第八条第一項」を「第三十九条の第二  
一項」に、「第三十条中「訪問介護員等」を「第四十三条の二中「介護予防訪問入浴介  
護従業者」に、「第七十二条第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第八十五条の二  
第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。  
第三十三条第一項中「第七十二条」を「第八十五条の二」に、「介護予防通所介護従  
業者」を「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め、同条第二項中「第七十二  
条第一項」を「第八十五条の二第一項」に改める。

第五 条例第五十四条第一項第五号に定める従業者の員数は、それぞれ、利用者を当該介  
護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる数が確保さ  
れるために必要な数以上とする。

同項第二号中「第十四条第二項」を「第十八条の七第二項」に改め、同項第五号中「第  
二十条第二項」を「第三十九条の十四第二項」に改め、同項第六号中「第二十八条」を  
「第四十三条」に改める。  
第二百二十七条第六号を次のように改める。

六 医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医  
療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医  
薬品（平成十二年厚生省告示第百二十五号）に定めるもののほか利用者に施用し、  
又は処方しないこと。

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者等を当該介護医療  
院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる  
利用者の数

第二百三十三条中「第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十  
二条、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十三条、第三十五条、第三十七条、第  
七十二條」を「第三十七条、第三十九条の二から第三十九条の八まで、第三十九条の  
十、第三十九条の十一、第三十九条の十四、第四十条の二、第四十三条から第四十三  
条の三まで、第四十三条の五、第四十三条の七、第八十五条の二」に、「第八条第一項」  
を「第三十九条の二第一項」に、「第三十条中「訪問介護員等」を「第四十三条の二中  
「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第七十二条第三項中「介護予防通所介護従業

者」を「第八十五条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め  
る。

第二百三十四条第一項中「第七十二条」を「第八十五条の二」に、「介護予防通所介護  
従業者」を「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め、同条第二項中「第七十  
二条第一項」を「第八十五条の二第一項」に改める。

第二百四十条中「第七十二条」を「第八十五条の二」に、「第二百三十三条第二項第一  
号」を「同条第五項中「条例」とあるのは「条例第六十条において準用する条例」と、  
「介護医療院」とあるのは「ユニット型介護医療院」と、「入所者」とあるのは「入居  
者」と、第二百三十三条第二項第一号」に改め、「入居定員」との下に、「同条第四号  
中「介護医療院」とあるのは「ユニット型介護医療院」と、「入所者」とあるのは「入  
居者」と、「入所定員」とあるのは「入居定員」とを加える。

第二百四十二条第六項中「のうち一人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員の  
うちそれぞれ」に改める。

第二百四十六条第二項第二号中「第十二条第二項」を「第十八条の五第二項」に改め、  
同項第三号中「第十四条第二項」を「第十八条の七第二項」に改め、同項第七号中「第  
二十八条」を「第四十三条」に改める。

第二百四十七条第三項中「第八条」を「第三十九条の二」に改める。  
第二百五十一条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)  
第二百五十一条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適  
正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。  
一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催する  
とともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図るこ  
と。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  
三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に  
行うこと。

第二百五十九条中「第九条、第十条、第十二条、第十三条、第二十二條、第二十八條、  
第三十条から第三十三條まで、第三十五条、第三十七條」を「第三十七條、第三十九條  
の三、第三十九條の四、第三十九條の六、第三十九條の七、第四十条の二、第四十三條  
から第四十三條の五まで、第四十三條の七」に、「第三十条中「訪問介護員等」を「第  
四十三條の二中「介護予防訪問入浴介護従業者」に改める。

第二百六十四条第二項第二号中「第十二条第二項」を「第十八条の五第二項」に改め、  
同項第三号中「第十四条第二項」を「第十八条の七第二項」に改め、同項第七号中「第

二十八条」を「第四十三条」に改める。

第六十六条第三項中「指定介護予防訪問介護」及び「指定介護予防通所介護」を削り、同条第四項第一号中「若しくは指定介護予防訪問介護」を削り、同項第二号中「指定通所介護、」を「指定通所介護若しくは」に改め、「若しくは指定介護予防通所介護」を削る。

第六十七条中「第九条、第十条、第十二条、第十三条、第二十二條、第二十八條、第三十條から第三十三條まで、第三十五條、第三十七條」を「第三十七條、第三十九條の三、第三十九條の四、第三十九條の六、第三十九條の七、第四十條の二、第四十三條から第四十三條の五まで、第四十三條の七」に、「第三十條中「訪問介護員等」を「第四十三條の二中「介護予防訪問入浴介護従業者」に改める。

第七十一条第二項第一号中「第十二条第二項」を「第十八條の五第二項」に改め、同項第二号中「第十四條第二項」を「第十八條の七第二項」に改め、同項第五号中「第二十條第二項」を「第三十九條の十四第二項」に改め、同項第六号中「第二十八條」を「第四十三條」に改める。

第七十五条第一号中「利用料等」を「利用料、全国における平均的な貸与価格等」に改め、同条に次の一号を加える。

七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一の種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者提供すること。

第七十六条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第八十條中「第八條から第二十條まで、第二十二條、第二十八條、第三十一條から第三十五條まで、第三十七條並びに第七十二條第一項」を「第三十七條、第三十九條の二から第三十九條の十四まで、第四十條の二、第四十三條、第四十三條の三から第四十三條の七まで並びに第八十五條の二第一項」に、「第八條第一項」を「第三十九條の九第二項」に、「第十九條中「訪問介護員等」を「第三十九條の十三中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第二十條第一項」を「第三十九條の十四第一項」に、「第二十二條」を「第四十條の二」に、「第七十二條第二項」を「第八十五條の二第二項」に改める。

第八十二條第二項第一号中「第十二條第二項」を「第十八條の五第二項」に改め、同項第二号中「第十四條第二項」を「第十八條の七第二項」に改め、同項第五号中「第二十八條」を「第四十三條」に改める。

第八十八條中「第八條から第十五條まで、第十七條から第十九條まで、第二十八條、第三十一條から第三十五條まで、第三十七條、第七十二條第一項」を「第三十七

條、第三十九條の二から第三十九條の九まで、第三十九條の十一から第三十九條の十三まで、第四十三條、第四十三條の三から第四十三條の七まで、第八十五條の二第一項」に、「第八條第一項」を「第三十九條の二第一項」に、「第十一條」を「第三十九條の五」に、「第十五條第二項」を「第三十九條の九第二項」に、「第十九條中「訪問介護員等」を「第三十九條の十三中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第七十二條第二項」を「第八十五條の二第二項」に改める。

第十七章 基準該当介護予防サービス」を「第十七章 共生型介護予防サービス」に改める。

第八十九條を次のように改める。

（共生型介護予防短期入所生活介護）

第八十九條 条例第八十一条第一項の規則で定める指定短期入所事業者は、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九條第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合における当該事業を行う事業所（次項第一号及び第二号において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する者とする。

2 条例第八十一条第一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。

二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者の数及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

3 第九章（第九十五條から第九十七條までを除く。）の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第九十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第八十一条第二項において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第四十九條」とあるのは「第八十一条第二項」と、同項第四号中「第百四條第一項」とあるのは「第百八十九條第三項において準用する第百四條第一

項」と、同項第五号及び第六号中「第百二十二条」とあるのは「第百八十九条第三項において準用する第百二十二条」と、第百三十三号第二号中「次条第一項」とあるのは「第百八十九条第三項において準用する次条第一項」と、第百四十二号中「第百四十九条」とあるのは「第百八十一条第二項」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる者」と読み替えるものとする。

第十八章 基準該当介護予防サービス

第百九十条中「第四十条第一項及び第四十三条（第九条第二項及び第十六条の準用に係る部分に限る。）を「第三十九条の三第二項、第三十九条の十及び第四十条第一項」に、「第八十八条第二項」を「第九十一条第二項」に、「第十八条」とあるのは「第八十二条第一項において準用する条例第十八条」と、同項第三号及び第四号を「条例」とあるのは「条例第八十二条第一項において準用する条例」と、同項第三号中「第三十九条の十四第二項」とあるのは「第百九十条において準用する第三十九条の十四第二項」と、同項第四号に改め、「第四十三条」と、」の下に「第三十九条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第八十二条第一項において準用する条例」と、第三十九条の十四第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者によって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、」を加え、「第四十三条中「第十八条」とあるのは「第八十二条において準用する条例第十八条」と、同条において準用する第二十条第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者によって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第四十三条において準用する第二十二号を「第四十条の二」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に改める。

第百九十一条を削る。

第百九十二条第一項中「第八十四条第二項」を「第八十三条第二項」に改め、同条第二項中「指定介護予防通所介護事業所等（条例第八十四条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所等をいう。以下同じ。）を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条第四項中「第八十四条第五項」を「第八十三条第五項」に改め、同条第五項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条第六項中「第九条第二項及び第十六号」を「第三十九条の三第二項及び第三十九条の十」に、「第八十四条第七項」を「第八十三条第七項」に、「第百九十二条第六項」を「第百九十一条第六項」に、「第二十条第一項」を「第三十九条の十四第一項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十二号」を「第四十条の二」に改め、同条を第百九十一条とする。

第百九十三条中「第九条第二項及び第十六号」を「第三十九条の三第二項及び第三十九条の十」に、「第八十五条第一項」を「第八十四条第一項」に、「第百九十三条」を「第百九十二条」に、「第二十条第一項」を「第三十九条の十四第一項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十二号」を「第四十条の二」に改め、同条を第百九十二条とする。

附則第六項、第八項、第十五項及び第十七項中「第七十二条」を「第八十五条の二」に改める。

附則第二十三項中「第百九十二条第四項第一号イ」を「第百九十一条第四項第一号イ」に改め、附則に次の一項を加える。

（医療機関併設型指定介護予防特定施設に関する経過措置）

24 第百四十二条第一項第一号及び第四号並びに第二項第一号及び第四号並びに第百六十一条第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号及び第三号の規定にかかわらず、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第百七十五条第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（看護職員（歯科衛生士）が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものを含むものに限る。の事業を行う者については、平成三十年九月三十日までの間は、改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第六十四条及び第六十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第四十号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「作業療法士」を「若しくは作業療法士」に改め、同条第四項中「及び」を「に」に改め、「場合の」の下に「介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設」を加える。

第三条第二号中「の介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加え、同条第三号中「介護老人保健施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。)、介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第二十二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第二十四条第六号を次のように改める。

六 医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品(平成十二年厚生省告示第百二十五号)に定めるもののほか入所者に施用し、又は処方しないこと。

第四十一条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。

- と。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

附則第三項から第六項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第四十一号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第二十二条第六号中「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」を「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」に改める。

附則第三項及び第六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。



日」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第四十二号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第五章 指定保育所等訪問支援（第五十四条―第五十七条）」を

第六章 多機能型事業所の特例（第五十八条―第五十九条）」を

「第五章 指定居宅訪問型児童発達支援（第五十四条―第五十七条）」

第六章 指定保育所等訪問支援（第五十八条）」

第七章 多機能型事業所の特例（第五十九条・第六十条）」

第八章 共生型障害児通所支援（第六十一条・第六十二条）」

「第七章」を「第九章」に、「第六十条・第六十一条」を「第六十三条・第六十四条」に改める。

第三条第一項第一号及び同条第三項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第四項第二号中「看護職員」を「看護職員」に改め、同条第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第四条第四項第一号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第二十八条に次の二項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、提供する指定児童発達支援の質の評価及びその改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受け

て、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第三十九条第一項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第四十条第一項中「第五十六条第十六項」を「第五十六条第十八項」に改める。

第四十一条第一項第三号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第四十二条中「第二十七条」の下に、「第二十八条第四項及び第五項」を加え、

「第三十九条第二項及び」を「並びに」に改め、「第二十九条」と、「の」の下に「同条第一号中」を加え、「準用する第二十九条第一項」とを「読み替えて準用する第二十九条第一項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と

「準用する次条第一項」と、「第二十九条」を「読み替えて準用する次条第一項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、「第二十九条（見出しを含む）」に改め、「体制」と「の」の下に、「第三十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第五十条第一項第一号中「（指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）」を削り、同条第三項第二号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第五十二条の二を削る。

第五十三条中「第三十九条、」を「及び」に改め、「第二十九条」と、「の」の下に「同条第一号中」を加え、「準用する第二十九条第一項」とを「読み替えて準用する第二十九条第一項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と

「準用する次条第一項」と、「第二十九条」を「読み替えて準用する次条第一項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、「第二十九条（見出しを含む）」に改める。

九条（見出しを含む）」に改める。

第六十一条第一項中「第五十二条の二」を削り、「第三項及び第七項」を「第四項及び第八項」に、「同条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十九条において準用する条例」と、「指導員又は保育士」とあるのは「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」と、同条第二項及び第四項から第六項（第一号から第四号まで）を「第六条中「第二十九条」とあるのは「第六十四条第一項において読み替えて準用する第二十九条」と、同条第一号中「第三十条」とあるのは「第六十四条第一項において準用する第三十条」と、第十一条第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第四十三条において準用する条例」と、同項第四号中「第二十三条第一項」とあるのは「第六十四条第一項において準用する第二十三条第一項」と、同項第五号中「第二十九條第一項」とあるのは「第六十四条第一項において読み替えて準用する第二十九條第一項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第六号中「第三十三条」とあるのは「第六十四条第一項において準用する第三十三条」と、第二十四条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第六十四条第一項において準用する第五十二条第二項及び第三項」と、第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第六十四条第一項において準用する第五十二条第二項」と、第二十八条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十四条第一項において読み替えて準用する次条第一項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第二十九条（見出しを含む。）中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、前条第一項、第三項及び第五項から第七項（各号列記以外の部分）に、「規定中「条例」とあるのは「条例第三十九条」を「規定中「条例」とあるのは「条例第四十三条」に改め、同条第二項中「前条第四項から第六項」を「前条第五項から第七項」に、「第三十九条」を「第四十三条」に、「第三十八条第六項」を「第四十二条第七項」に、「第三十八条第七項」を「第四十二条第八項」に、「第三十八條第八項」に、「第三十八條第八項」を「第四十二条第九項」に改め、同条第六項中「第三十八條第八項」を「第四十二条第九項」に改め、同項第一号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ）」に、「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号。以下「指定

障害福祉サービス等条例」という。）」を「指定障害福祉サービス等条例」に、「第三十九条」を「第四十三条」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）」に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下）を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。次号において）に改め、同項第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員」に、「第三十九条」を「第四十三条」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同項第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等の」に、「利用者数」を「利用者の数」に、「第三十九条」を「第四十三条」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三十八條第七項」を「第四十二条第八項」に改め、同項第一号中「当該指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）」を「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）」を「指定通所介護等」に改め、同項第二号中「当該指定通所介護事業所等の」を「指定通所介護事業所等の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第三十八條第六項」を「第四十二条第七項」に改め、同項第一号中「当該指定生活介護事業所の」を「指定生活介護事業所の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条中「第二十九条」とあるのは「第六十三条第四項において準用する第二十九条」と、同条第一項中「第三十条」とあるのは「第六十三条第四項において準用する第三十条」と、第十一条第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第四十二条第六項において準用する条例」と、同項第四号中「第二十三条第一項」とあるのは「第六十三条第四項において準用する第二十三条第一項」と、同項第五号中「第二十九条第一項」とあるのは「第六十三条第四項において準用する第二十九条第一項」と、同項第六号中「第三十三条」とあるのは「第六十三条第四項において準用する第三十三条」と、第二十四条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第六十三条第四項において準用する次条第二項及び第三項」と、第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第六十三条第四項において準用する第二十五条第二項」と、第二十八条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十三条第四項において準用する次条第一項」と読み替えるものとする。

第六十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十八條第二項」を「第四十二

条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第六十三条とする。

2 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七章を第九章とし、同章の前に次の一章を加える。

第八章 共生型障害児通所支援

(共生型児童発達支援)

第六十一条 条例第四十条第一項第一号に掲げる者が満たすべき同項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 条例第四十条第二項第二号に掲げる者が満たすべき同項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

3 条例第四十条第一項第三号に掲げる者が満たすべき同項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の十四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）に規定する指定介護予防小規

模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号。以下「指定障害福祉サービス等条例」という。）第六十条の三第一項に規定する共生型生活介護をいう。））、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等条例第六十条の五第一項に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等条例第六十条の六の自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービスをいう。）又は共生型児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る共生型通所支援（以下「共生型放課後等デイサービス」という。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（市町条例に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。））、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（市町条例に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス条例に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス条例に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（市町条例又は指定地域密着型介護予防サービス条例に規定する通いサービスをいう。以下この項において同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十六人又は二十七人の指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては十六人、登録定員が二十八人の指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては十七人、登録定員が二十九人の指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては十八人、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては十二人）までの範囲内とすること。

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮できる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者を通いサービスの利用者との数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における市町条例又は指定地域密着型介護予防サービス条例に規定する基準を満たしていること。

五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

4 第二章（第三条、第四条、第八条、第九条及び第十四条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第六条中「第二十九条」とあるのは「第六十一条第四項において準用する第二十九条」と、同条第一号中「第三十条」とあるのは「第六十一条第四項において準用する第三十条」と、第十一条第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第四十条第二項において準用する条例」と、同項第四号中「第二十三条第一項」とあるのは「第六十一条第四項において準用する第二十三条第一項」と、同項第五号中「第二十九条第一項」とあるのは「第六十一条第四項において準用する第二十九条第一項」と、同項第六号中「第三十三条」とあるのは「第六十一条第四項において準用する第三十三条」と、第二十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条第四項において準用する次条第一項」と、第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第六十一条第四項において準用する第二十五条第二項」と、第二十八条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条第四項において準用する次条第一項」と読み替えるものとする。

（共生型放課後等デイサービス）

第六十二条 第五十二条、第五十三条（第十四条の準用に係る部分を除く。）及び前条（第四項を除く。）の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第五十三条中「第五十三条」とあるのは「第六十二条」と、「第三十一条」とあるのは「第四十一条」と、前条第一項から第三項（各号列記以外の部分を除く。）までの規定中「条例」とあるのは「条例第四十一条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第五十九条第一項、第二項及び第五項中「第三十六条」を「第三十八条」に改め、第六章中同条を第六十条とする。

第五十八条中「第三十六条」を「第三十八条」に改め、同条を第五十九条とする。

第六章を第七章とする。

第五十七条中「第二十五条」の下に、「第二十八条第四項及び第五項」を、「除く。」の下に「及び第五章（第五十七条を除く。）」を、「第二十九条」と、「の下

に「同条第一号中」を加え、「第五十七条」を「第五十八条」に、「第三十五条」を「第三十七条」に、「準用する第二十九条第一項」とを「読み替えて準用する第二十九条第一項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」とに、「第五十六条第一項」を「第五十八条において準用する第五十六条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第五十八条において準用する第五十六条第二項」に、「準用する次条第一項」と、第二十九条を「読み替えて準用する次条第一項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十九条（見出しを含む。）に改め、「体制」との下に、「第三十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第五十四条中「条例」とあるのは「条例第三十七条において準用する条例」と、第五十五条中「家族」とあるのは「家族又は訪問する施設」とを加え、第五章中同条を第五十八条とする。

第五十四条から第五十六条までを削る。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五十四条 指定居宅訪問型児童発達支援（従業者）

第五十四条 条例第三十三条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 訪問支援員 事業規模に応じた訪問支援を行うために必要な数
- 二 児童発達支援管理責任者 一人以上

（身分を証する書類の携行）

第五十五条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額等の受領）

第五十六条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受けるほか、通所給付決定保護者の選定により指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の支払を通所給付決定保護者から受けることができ

る。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項に規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第五十七条 第二章（第三条、第四条、第八条、第九条、第十条第四号、第九号及び第十号、第十二条から第十四条まで、第二十五条、第二十八条第四項及び第五項、第三十四条並びに第四十二条第二項を除く。）の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第六条中「第二十九条」とあるのは「第五十七条において読み替えて準用する第二十九条」と、同条第一号中「第三十条」とあるのは「第五十七条において準用する第三十条」と、第十一条第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第三十五条において準用する条例」と、同項第四号中「第二十三条第一項」とあるのは「第五十七条において準用する第二十三条第一項」と、同項第五号中「第二十九条第一項」とあるのは「第五十七条において読み替えて準用する第二十九条第一項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第六号中「第三十三条」とあるのは「第五十七条において準用する第三十三条」と、第二十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第五十六条第二項」と、第二十八条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十七条において読み替えて準用する次条第一項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十九条（見出しを含む。）中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第三十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定を受けている児童発達支援に係る指定通所支援の事業を行う者については、平成三十一年三月三十一日までの間は、改正後の指定障害児通所支援の

事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第三条（第四項を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第六十条に定める基準を満たしている児童発達支援に係る基準該当通所支援の事業を行う者については、平成三十一年三月三十一日までの間は、改正後の規則第六十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山口県農林総合技術センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

**山口県規則第四十三号**

山口県農林総合技術センター規則の一部を改正する規則

山口県農林総合技術センター規則（平成十九年山口県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「所管する」の下に「農林水産事務所又は」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

**山口県規則第四十四号**

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和四十三年山口県規則第三十一号の三）の一部を次のように改正する。

第三条中「第八十六条第四項」を「第八十六条第三項」に改める。

第五条第一項中「第八十六条第五項」を「第八十六条第四項」に改める。

第六条中「第九十一条の二第二項」を「第九十一条第二項」に改める。

第九条中「第五十四条の三第四項」を「第五十四条の四第四項」に、「第五十四条の三第三項」を「第五十四条の四第三項」に改める。  
第十七条中「第八十六条第五項」を「第八十六条第四項」に、「第九十一条の二第五項」を「第九十一条第五項」に改める。

第十八条中「第八十六条第五項」を「第八十六条第四項」に改める。  
第二十条中「水産事務所」を「農林水産事務所」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第三条、第五条第一項、第六条、第九条、第十七条及び第十八条の改正規定は、公布の日から施行する。

家畜商法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十五号

家畜商法施行細則の一部を改正する規則

家畜商法施行細則（昭和三十七年山口県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「所管する」の下に「農林水産事務所又は」を加える。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十六号

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年山口県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「所管する」の下に「農林水産事務所又は」を加える。

別記第四号様式の別紙中

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日 山口県 農林事務所長

印

を

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日 山口県 農林水産事務所長  
山口県下関農林事務所長

印

に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十七号

山口県農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則

山口県農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規則（昭和三十八年山口県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「管轄する」を「所管する」に改め、同条第一号中「農林事務所」を「農林水産事務所又は農林事務所」に改め、同条第二号中「水産事務所」を「農林水産事務所」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県種畜及び種卵譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十八号

山口県種畜及び種卵譲渡規則の一部を改正する規則

山口県種畜及び種卵譲渡規則（昭和三十九年山口県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「所管する」の下に「農林水産事務所又は」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

「牧野法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。」

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第四十九号

「牧野法施行細則の一部を改正する規則

牧野法施行細則（昭和四十年山口県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。第二条中「所管する」の下に「農林水産事務所又は」を加える。

別記第一号様式から別記第六号様式までの規定中「**畜**」を

「**畜**」を「**鳥**」に、「**鳥**」を「**畜**」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別記第一号様式から別記第六号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

「森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。」

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十号

「森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（昭和五十年山口県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。第十三条中「所管する」の下に「農林水産事務所又は」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十一号

「林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

林業種苗法施行細則（昭和四十六年山口県規則第五号）の一部を次のように改正する。第七条中「管轄する」を「所管する農林水産事務所又は」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十二号

「山口県森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則

山口県森林病虫害等防除法施行細則（昭和二十五年山口県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。第二条中「所管する」の下に「農林水産事務所又は」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

「漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。」

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十三号

「漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法施行細則（昭和四十八年山口県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同表の中欄に掲げる經由機関を經由して」を削り、同項の表を次のように改める。

漁 港	処 分 庁
徳山漁港	知事
仙崎漁港及び川尻漁港	山口県長門農林水産事務所長
萩漁港、江崎漁港及び見島漁港	山口県萩農林水産事務所長
下関漁港	山口県下関水産振興局長

第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第八条第二項中「同表の中欄に掲げる經由機関を經由して」を削る。

第九条第一項、第十条及び第十一条中「を」、「を」に改め、「經由機関を經由してその」を削る。

別記第一号様式中「（山口県下関水産振興局長）を（山口県萩水産事務所長）」を

「（山口県長門農林水産事務所長）（山口県萩農林水産事務所長）（山口県下関水産振興局長）」に改める。

別記第二号様式、別記第三号様式及び別記第五号様式から別記第十号様式までの規定

中「（山口県下関水産振興局長）（山口県長門農林水産事務所長）（山口県萩農林水産事務所長）」を「（山口県萩農林水産事務所長）（山口県下関水産振興局長）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の漁港漁場整備法施行細則の規定により提出されている書類は、改正後の漁港漁場整備法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。

山口県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 政

山口県規則第五十四号

山口県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

山口県漁港管理条例施行規則（昭和三十五年山口県規則第七十一号の二）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 条例第三条第一項の規定による届出をしようとする者は、甲種漁港施設滅失届（別記第一号様式）又は甲種漁港施設損傷届（別記第一号様式）を次の表の上欄に掲げる漁港の区分に従い、同表の下欄に掲げる処分庁に提出しなければならない。

漁 港	処 分 庁
徳山漁港	知事
仙崎漁港及び川尻漁港	山口県長門農林水産事務所長
萩漁港、江崎漁港及び見島漁港	山口県萩農林水産事務所長

第三条中「、徳山漁港に係るものにあつては防府水産事務所長を經由して知事に、徳山漁港以外の漁港に係るものにあつては萩水産事務所長」を「前条の表の上欄に掲げる漁港の区分に従い、同表の下欄に掲げる処分庁」に改める。

第五条、第七条、第八条及び第十条中「、徳山漁港に係るものにあつては防府水産事務所長を經由して知事に、徳山漁港以外の漁港に係るものにあつては萩水産事務所長」を「第二条の表の上欄に掲げる漁港の区分に従い、同表の下欄に掲げる処分庁」に改める。

別記第一号様式から別記第八号様式までの規定中「（山口県萩水産事務所長）」を「（山口県長門農林水産事務所長）（山口県萩農林水産事務所長）」に改める。

附 則

（施行期日）



1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の山口県漁港管理条例施行規則の規定により提出されている書類は、改正後の山口県漁港管理条例施行規則の相当規定により提出されたものとみなす。

海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十五号

海岸法施行細則の一部を改正する規則

海岸法施行細則(平成十二年山口県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「所管する」の下に「農林水産事務所、」を加え、「水産事務所」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十六号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一山口県立高森高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立豊北高等学校	山口県立下関北高等学校
------------	-------------

別表第一山口県立下関工業高等学校の項を次のように改める。

山口県立下関工科高等学校

山口県立下関工業高等学校

別表第三山口県萩児童相談所の出納員の項の次に次のように加える。

山口県山口農林水産事務所の出納員

山口県山口農林水産事務所

別表第三中山口県萩水産事務所の出納員の項を削り、山口県立下関工業高等学校の出納員の項を次のように改める。

山口県立下関工科高等学校の出納員

山口県立下関工科高等学校

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。



山口県訓令第二号

庁 中 一 般

各 出 先 機 関

山口県労働委員会事務局

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程(昭和五十年山口県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「農林事務所」を「農林水産事務所及び山口県下関農林事務所」に、「及び」を「並びに」に改める。

第九条第一項中「厚政課」を削り、「文化振興課及び農林水産政策課」を「及び文化振興課」に改め、「地域安心・安全推進室及び」、「(指導監査室を含む。)」及び「農林水産政策課(団体指導室を含む。)」を削る。

第十条第二項の表中「下関農林事務所」を「山口県下関農林事務所」に改める。  
第三十二条第一項中「十四人」を「十三人」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

### 山口県訓令第三号

山口県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山口県公印規程の一部を改正する訓令

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県公印規程（昭和三十一年山口県訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

学事文書課長 東京事務所長 大阪事務所長 山口農林事務所長 美祢農林事務所長 下関農林事務所長 長門農林事務所長 下関水産振興局長 土木事務所長 錦川総合開発事務所長	二個
各一個	

を

学事文書課長 東京事務所長 大阪事務所長 山口農林事務所長 美祢農林事務所長 長門農林事務所長 下関農林事務所長 下関水産振興局長 土木事務所長 錦川総合開発事務所長	二個
各一個	

に、

下関水産振興局長 水産事務所長	一個
各一個	

を

柳井農林水産事務所長 山口農林水産事務所長 萩農林水産事務所長 下関水産振興局長	一個 一個 一個 一個
---	----------------------

に、「九」を「六」に改め、

地域安心・安全 推進室長	一個
-----------------	----

及び「指導監査室長」を削り、

県史編さん室長 団体指導室長	一個 一個
-------------------	----------

を「県史編さん室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

### 山口県訓令第四号

山口県農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

農林水産部

平成三十年三月三十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令

山口県農業協同組合検査規程（昭和三十五年山口県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第十三条中「団体指導室長」を「農林水産政策課長」に改める。

第十六条中「団体指導室長」を「知事」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県訓令第5号

農林水産部  
水産事務所  
水産振興局

水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令

水産業協同組合等検査規程（昭和四十三年山口県訓令第九号の二）の一部を次のように改正する。

受訓先中「水産事務所」を「農林水産事務所」に改める。

第三条第一項及び第四条中「団体指導室長」を「農林水産政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県訓令第6号

農 林 部  
農 林 事 務 所

山口県森林病虫害等検査極印使用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県森林病虫害等検査極印使用規程の一部を改正する訓令

山口県森林病虫害等検査極印使用規程（昭和四十一年山口県訓令第三十一号）の一部を次のように改正する。

「農林水産部

受訓先を 農林水産事務所 に改める。

農林事務所」

第七条中「又は農林事務所長」を「農林水産事務所長又は下関農林事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県訓令第7号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令

山口県都市計画推進協議会規程（昭和四十四年山口県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「教育次長」を「副教育長」に改める。

別表第二農林水産部の項中「団体指導室長 ぶちうまやまぐち推進課長」を「ぶちうまやまぐち推進課長 農業振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日  
印刷發行

發行人所

山口県知事